

| 【1】頁 (変更前) | 【2】項目 | 【3】第4期計画の記載内容 | 【4】関係事業等 | | | |
|-----------------------------|--------------------|---|--|---------------|---------------|---------------|
| | | | ①事業等 (R2) | ②R3予算 (千円) | ③R3決算 (千円) | ④R4予算 (千円) |
| (1) 地域福祉のセーフティネットの拡充 | | | | | | |
| ①市町村と連携したセーフティネットの拡充 | | | | | | |
| 19 | 市町村における包括的な支援体制の構築 | <p>▼ 市町村の高齢・障がい・児童・生活困窮などの福祉関係部署をはじめ、住まいや教育、就労、保健センターなどの関係部署や市町村社協や社会福祉法人、隣保館などの関係機関が連携し、包括的な支援体制が構築・拡充されるよう、市町村訪問による助言、先進事例や最新情報の提供などを通じて、市町村を支援します。</p> <p><u>このほか、重層的支援体制整備事業の早期実施に向けた制度理解や、体制構築の手法を学ぶ研修を市町村や市町村社協、社会福祉法人・社会福祉施設等の関係者を集めて開催します。</u></p> | <p>○大阪府地域福祉・高齢者福祉交付金</p> <p>○市町村地域福祉担当課長会議</p> | | | |
| 19 | 地域づくりに資する環境整備 | <p>▼ 地域住民等による主体的な地域づくりを進めるため、小地域ネットワーク活動などの地域住民の活動を支援することにより、地域住民が見守り、支え合う取組を市町村及び市町村社協などと連携して進めていきます。</p> <p><u>このほか、対面型の活動が困難な場合でもつながり続けられるようICTやSNSを活用した取組など、地域住民等の支援ニーズに応じた地域づくりのための好事例の提供等を通じて市町村を支援します。</u></p> <p>また、地域住民等の地域福祉活動への関心を高めるため、住民向け研修会やシンポジウムなどの市町村の取組を支援します。</p> <p>このほか、地域づくりに資する好事例などを提供するなど市町村を支援します。</p> <p>孤立死を防止するため、こうした地域づくりのほか、新聞配達や電気・水道・ガス等のライフライン事業者との連携等効果的な方策を検討します。</p> | <p>○大阪府地域福祉・高齢者福祉交付金【再掲】</p> <p>※本交付金を活用し、孤立死防止関連事業に取り組み自治体あり</p> <p>○市町村地域福祉担当課長会議【再掲】</p> <p>○外出自粛高齢者・障がい者等見守り支援事業交付金</p> <p>○大阪府高齢者にやさしい地域づくり推進協定 ・協力企業等との協定の締結</p> <p>○大阪ええまちプロジェクト</p> <p>○地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業 法定負担分 19.25%） ※予算額・決算額は地域支援事業交付金の総額</p> | | | |

| 【1】頁 (変更前) | 【2】項目 | 【3】第4期計画の記載内容 | 【4】関係事業等 | | | |
|---------------|--|---|--|---------------|---------------|---------------|
| | | | ①事業等 (R2) | ②R3予算 (千円) | ③R3決算 (千円) | ④R4予算 (千円) |
| 20 | 地域福祉のネットワークの仕組みづくり | ▼ 地域福祉のセーフティネットの核であるCSWの配置促進に努め、「見守り・発見・つなぎのネットワーク」の強化を図ります。 | ○大阪府地域福祉・高齢者福祉交付金【再掲】 ※市町村は、本交付金を活用してCSW配置促進に取り組む ○市町村地域福祉担当課長会議【再掲】 | | | |
| | | ▼ CSWをはじめ、地域包括支援センターや社会福祉施設、介護保険サービス事業所、生活支援コーディネーター、SSW、スマイルサポーター等地域の支援機関等の連携が進むよう、 グループワーク等による意見交換や交流の機会を創出し、関係者間のネットワーク構築を図ります。 また、コーディネーターの連絡協議会等を活用し、各制度・支援内容の周知・PRなど連携強化に向けた相互理解の啓発を行います。 | ○CSWブロック別連絡協議会等 ○市町村地域福祉担当課長会議【再掲】 | | | |
| | | | ○スクールソーシャルワーカー配置事業 ※スクールソーシャルワーカー連絡会の実施 | | | |
| | | | ○「教育と福祉の連携による家庭教育支援モデル事業」 (～H30年度「アウトリーチ型家庭教育支援モデル事業」) | | | |
| 20 | 個人情報保護の啓発等 | ▼ 要支援者情報の共有化による効果的な支援サービスを提供するため、個人情報の保護と利用のバランスを十分に考慮し、市町村や関係者間で情報共有できるよう個人情報保護制度の取扱いなど、そのルール化の促進に取り組むとともに、コーディネーター等に対しては、個人情報保護に関する研修実施等を通じて啓発を図ります。 また、「社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）」については、すでに社会保障・税・災害対策の行政手続きで利用が開始されていることから、利用者サービスの向上と個人情報の適切な管理等に努めます。 | ○地域のコーディネータースキルアップ研修 | | | |
| | | | ○民生委員・児童委員研修【再掲】 ※本予算を活用し、実施 | | | |
| | | | ○職員研修支援事業 ※本予算を活用し、実施 | | | |
| | | | ○職員への個人情報の適正な管理を促すために、全体研修を行うとともに、各所属において職場研修を実施 | | | |
| 20 | CSW等の資質向上 | ▼ 複雑多様化する地域福祉課題への対応や、ICT（情報通信技術）の活用による支援手法の多様化に対応するため、CSW等のコーディネーターが、ソーシャルワークの専門的、かつ、幅広い知識を習得できるよう、研修等を行い資質向上を図ります。 | ○地域のコーディネータースキルアップ研修【再掲】 ○CSWブロック別連絡協議会【再掲】 | | | |
| 20 | ◆目標・指標「CSW配置人数（全中学校区に1名配置）」※政令市・中核市除く（36市町村） 2018（H30）年度：154名／（参考）149名（35市町村） 2021年度：173名／（参考）164名（35市町村） 2023年度：191名／（参考）178名（35市町村） | | | | | |
| | ◆目標・指標「重層的支援体制整備事業及び重層的支援体制整備事業への移行準備事業を実施している市町村」 現在の状況（2021年度） 9市町 2023年度目標 全市町村 | | | | | |

| 【1】頁 (変更前) | 【2】項目 | 【3】第4期計画の記載内容 | 【4】関係事業等 | | | |
|----------------------------|-----------|---|-------------------------------|---------------|---------------|---------------|
| | | | ①事業等 (R2) | ②R3予算 (千円) | ③R3決算 (千円) | ④R4予算 (千円) |
| ②生活困窮者への支援や、ひきこもり・自殺対策等の充実 | | | | | | |
| 24 | 生活困窮者への支援 | ▼ 府内における生活困窮者の支援が適切かつきめ細やかに実施されるよう、市町村連絡会議や市町村訪問などを通じて、先進事例の紹介を行うなど、努力義務・任意事業の取組促進や円滑な事業実施を支援します。 | ○生活困窮者自立支援事業 | | | |
| 24 | | ▼ 大阪府が実施主体となる府内郡部における生活困窮者自立支援事業については、各町村と連携を図り、 生活福祉資金貸付制度等で明らかになったこれまで福祉の窓口や支援機関につながっていなかった生活困窮者層への支援策の検討を行うなど 各事業の取組を充実させていきます。 | ○生活困窮者自立支援事業【再掲】 | | | |
| 24 | | ▼ 相談支援員等の相談援助技術の向上等を目的に、支援現場の声や課題を反映した相談支援員等従事者研修を開催します。 | ○生活困窮者自立支援事業【再掲】 | | | |
| 24 | 生活困窮者への支援 | ▼ 自立相談支援事業については、地域社会からの孤立などにより支援につながっていなかった生活困窮者を早期に発見し、適切な支援につなげるため、CSW、地域包括支援センターや隣保館など既存の相談事業などと密接に連携し、相談機能のネットワーク化を促進します。 | ○市町村地域福祉担当課長会議【再掲】 | | | |
| | | | ○生活困窮者自立支援事業【再掲】 | | | |
| 24 | 子どもの貧困対策 | ▼ 子どもの貧困については、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されないよう、貧困連鎖を防止することが重要です。そのため、庁内の関係部署や市町村、関係機関と連携して学習支援事業やSSWの充実、保護者の就労支援などの施策を進めます。 | ○新子育て支援交付金 | | | |
| | | | ○ひとり親家庭等生活向上事業（子どもの生活・学習支援事業） | | | |
| | | | ○生活困窮者自立支援事業【再掲】 | | | |

| 【1】頁 (変更前) | 【2】項目 | 【3】第4期計画の記載内容 | 【4】関係事業等 | | | |
|---------------|------------|---|--|---------------|---------------|---------------|
| | | | ①事業等 (R2) | ②R3予算 (千円) | ③R3決算 (千円) | ④R4予算 (千円) |
| 24 | 就労支援など | ▼ 生活困窮者や高齢者、障がい者、ひとり親家庭の親、がん・難病患者などの就労支援については、生活困窮者自立支援事業等（福祉部門）と、各市町村の地域就労支援センター、ハローワーク及びOSAKAしごとフィールド等（労働部門）が連携し、就職及び職場定着の支援に取り組みます。 | ○「OSAKAしごとフィールド」運営事業 ○生活困窮者自立支援事業【再掲] ○がん診療拠点病院に設置された、がん相談支援センター相談員向け研修会 ○大阪労働局（職業安定課）と連携したがん患者の就職支援事業 ○大阪産業保健総合支援センターと連携したがん患者の治療と仕事の両立支援事業 ○がん診療連携協議会、NPO法人等の関係機関と連携した企業及び府民向けの啓発セミナー 等 母子家庭等就業・自立支援センター事業 ○母子家庭等就業・自立支援センター事業（～R2.6/14まで） ○母子・父子福祉センター管理運営事業（R2.6/15～） ○難病相談支援センター事業 | | | |
| 24 | 就労支援など | ▼ 『行政の福祉化』をより一層推進し、政策評価調達の充実・強化や障がい者の雇用・就労による企業の農業分野等新分野への参入促進をはじめ、職域のさらなる開拓などの取組を通じて、就職困難者の雇用・就労機会を創出し、自立支援を進めます。 | ○行政の福祉化 ○ハートフル企業農の参入促進事業（工賃向上計画支援事業 ※国事業名） | | | |
| 24 | 様々な課題などの対応 | ▼ <u>ひきこもりやヤングケアラー、孤独・孤立等の様々な課題を抱える方・世帯への支援については、その課題に応じて地域の多様な社会資源が協働し、分野横断的に切れ目なく支援できる体制が構築されるよう市町村に働きかけます。</u> ▼ <u>ひきこもりについては、ひきこもり地域支援センターにおいて本人や家族から電話での相談を受けるとともに、地域におけるひきこもり支援を充実させるため、個別支援のコンサルテーションや研修講師の派遣等、市町村等の支援者に対する後方支援を行います。</u> <u>また、支援員の資質向上に向けた研修会を実施するとともに、市町村への個別訪問により、助言等を行い、様々なノウハウを有する民間支援団体や関係機関と市町村とのネットワークづくりに向けた支援を行います。</u> ▼ <u>ヤングケアラーについては、地域住民等をはじめ、福祉・教育の関係機関等への意識醸成や研修の実施、支援体制の構築等により支援の充実を図ります。</u> ▼ 自殺の対策については、課題を抱えた方を早期に見て地域づくりの推進や生活困窮者自立支援制度による本人に寄り添った支援、精神保健医療福祉に関する相談などの取組を総合的に進めます。 | ○ひきこもり支援に携わる人材の養成研修事業 ○子ども・若者支援地域協議会 ○子ども・若者民間支援団体連絡会議 ○子ども・若者育成支援に関する市町村と民間支援団体意見交換会 ○青少年スキルアップサポートモデル事業 ○自殺対策強化事業（相談体制の整備や普及啓発、人材養成を行うとともに、市町村や民間団体への支援等により、地域の自殺対策力の強化を図る） | | | |

| 【1】頁 (変更前) | 【2】項目 | 【3】第4期計画の記載内容 | 【4】関係事業等 | | | |
|---------------|---|---|--|---------------|---------------|---------------|
| | | | ①事業等 (R2) | ②R3予算 (千円) | ③R3決算 (千円) | ④R4予算 (千円) |
| 25 | 様々な課題 などの対応 | ▼ 依存症については、こころの健康総合センターや保健所、依存症専門相談電話などの相談支援体制の充実や、専門医療機関の選定など医療体制の確保を進めるとともに、医療、行政、民間機関、自助グループ等による連携体制を推進し、地域におけるネットワークの充実を図ります。 | ○こころの健康総合センター・保健所での依存症相談の実施 ○依存症相談対応力強化事業（おおさか依存症土日ホットライン） ○専門医療機関の選定 ○依存症関連機関連携会議の開催 ○依存症地域支援ネットワーク強化事業 | | | |
| | | ▼ また、人権に係る問題や犯罪被害、女性・男性が直面する課題などについて、大阪府及び市町村が密接に連携し、相談支援などを行うことで、その課題解決に取り組みます。 | ○「人権相談・啓発等事業」（大阪府人権相談窓口） ※人権に関わる課題を有する府民からの相談に対して、課題解決に役立つ各種施策等の情報提供や事案に応じた適切な相談窓口等への紹介等を行う。 | | | |
| | | | ○障がい者差別解消総合推進事業等 ※相談、紛争の防止・解決の体制整備として、広域支援相談員を配置し、市町村の相談機関における相談事案の解決を支援するとともに、相談機関では解決が困難な広域的・専門的な相談事案等に対応する。また、大阪府障がい者差別解消協議会を設置し、障がい者差別解消の推進に関する事項を審議する。 また、差別解消に向けた啓発活動として、府民及び事業者に対する障がいの理解促進を深めるための周知・啓発を行う。 | | | |
| | | | ○犯罪被害者等支援事業 被害者支援に取り組む民間団体への支援や被害者等の協力による啓発事業を実施する等、犯罪被害者等が安心して暮らせるよう支援すること及び犯罪被害者等を支える社会づくりを柱とし、犯罪被害者等施策を総合的に推進する。 | | | |
| | | | ○「男女共同参画推進のための相談事業」 ※女性相談 ○「男女共同参画推進のための相談事業」 ※男性のための電話相談 | | | |
| 25 | ◆目標・指標 「努力義務事業実施自治体数（全35福祉事務所設置自治体）」 【就労準備支援事業】 【家計改善支援事業】 2018（H30）年度： 31 15 2021年度： 35 35 2023年度： 35 35 | | | | | |
| 25 | ◆目標・指標 令和5年度当初に、ひきこもりの早期発見と適切な支援機関につなげる「ひきこもり支援ネットワーク」を全市町村において構築 | | | | | |

| 【1】頁 (変更前) | 【2】項目 | 【3】第4期計画の記載内容 | 【4】関係事業等 | | | |
|------------------------------------|--|--|---|---------------|---------------|---------------|
| | | | ①事業等 (R2) | ②R3予算 (千円) | ③R3決算 (千円) | ④R4予算 (千円) |
| ③災害時における避難行動要支援者に対する支援体制の充実 | | | | | | |
| 26 | 避難行動支援体制の充実 | ▼ 市町村における避難行動要支援者名簿の活用や更新、個別避難計画の策定などの取組が促進されるよう、 <u>避難行動要支援者に係る実務研修の実施や必要に応じて助言・情報提供等のサポートを行います。</u> | ○避難行動要支援者の避難行動支援に関する市町村の取組支援 | | | |
| 26 | 避難行動支援体制の充実 | ▼ そして、平常時における民生委員・児童委員、各コーディネーター及び地域住民等をはじめとする各主体による「見守り・発見・つなぐ」等の取組や避難訓練を通じて、災害発生時に避難行動要支援者の円滑な安否確認や避難などができるよう、市町村における地域の協力体制づくりを支援します。 | ○大阪府地域福祉・高齢者福祉交付金【再掲】 ※市町村は、本交付金を活用してCSW配置促進等に取り組む | | | |
| 26 | 災害派遣福祉チームの設置 | ▼ 国のガイドラインに基づいて施設団体や職能団体から構成される「大阪府災害福祉広域支援ネットワーク」を運営し、災害時における福祉専門職等による支援体制（災害派遣福祉チームDWAT）の構築を進めます。 | ○大阪府災害福祉広域支援ネットワークの設置 | | | |
| 26 | 社会福祉施設における災害対策 | ▼ 社会福祉施設の耐震化や津波被害を想定した災害対策マニュアルの作成と避難訓練の実施や災害時の施設間応援協定の締結等の促進を働きかけます。 | ○社会福祉施設等における災害への備えに関する情報の周知 | | | |
| 26 | ◆目標・指標 ◆ 市町村や関係機関等と連携し、平常時からの見守り等の取組を通じた災害時における円滑な安否確認の方法などについて、地域実情を踏まえて検討します。 ◆ <u>特に災害リスクが高いエリアに居住されている住民について、概ね5年（令和8年度）以内の個別避難計画の作成をめざす市町村を支援します。</u> | | | | | |

| 【1】頁 (変更前) | 【2】項目 | 【3】第4期計画の記載内容 | 【4】関係事業等 | | | |
|-------------------------|-----------------|---|--|---------------|---------------|---------------|
| | | | ①事業等 (R2) | ②R3予算 (千円) | ③R3決算 (千円) | ④R4予算 (千円) |
| (2) 地域における権利擁護の推進 | | | | | | |
| ①虐待やDV防止に向けた地域における取組の推進 | | | | | | |
| 30 | 地域における理解促進等 | ▼ 地域住民等や民生委員・児童委員などを対象に、虐待やDVへの理解促進や相談窓口等の周知を徹底するとともに、普及啓発等を行うことにより、地域における虐待やDVの防止及び早期発見機能の強化を図ります。 | ○高齢者虐待については、市町村が対応主体となっているため、ホームページで相談窓口等の周知を実施 | | | |
| | | | ○障がい者虐待については、市町村が対応主体となっているため、ホームページで相談窓口等の周知を実施 | | | |
| | | | ○民間団体と連携し、児童相談所全国共通ダイヤル（189）の周知、児童虐待防止推進月間（11月）におけるオレンジボンキャンペーンの実施、「女性に対する暴力をなくす」キャンペーンの実施 | | | |
| | | | ○「女性に対する暴力をなくす運動」期間におけるキャンペーン等の啓発活動の実施 ○ホームページで相談窓口等の周知を実施 | | | |
| | | | ○民生委員・児童委員研修【再掲】 ※本予算を活用して実施 | | | |
| 30 | 相談機能の強化と関係機関の連携 | ▼ 虐待やDVの防止及び早期発見を図るには、専門的な知識・ノウハウの習得や関係機関の連携が進むよう、各相談機関や施設等の従事者や、行政職員等に対する研修を実施し、相談機能の強化等を図ります。 | ○施設従事者に対する虐待防止研修や実地指導の実施 ○高齢者虐待への対応を行う市町村や地域包括支援センターの職員に虐待対応力を向上させるための研修を実施 | | | |
| | | | ○障がい児者虐待防止支援事業 ・障がい福祉サービス事業所向け研修の実施 ・障がい者虐待防止担当市町村職員向け研修の実施 | | | |
| | | | ○市町村職員の子ども家庭センターへの受入れ研修の実施 | | | |

| 【1】頁 (変更前) | 【2】項目 | 【3】第4期計画の記載内容 | 【4】関係事業等 | | | |
|----------------------|------------------------|---|---|---------------|---------------|---------------|
| | | | ①事業等 (R2) | ②R3予算 (千円) | ③R3決算 (千円) | ④R4予算 (千円) |
| 30 | 市町村への 広域的・専 門的支援 | ▼ 虐待やDV事案に対して適切かつ迅速に対応するため、地域住民等をはじめ、警察や福祉・教育等の関係機関、専門職等の関係団体及び行政機関等との連携の強化を図るとともに、重篤なケース等への対応及び対応困難事例への助言等を行う専門性を強化し、市町村を支援します。 | ○施設従事者に対する虐待防止研修や実地指導の実施 ・困難事案に関し弁護士・社会福祉士の専門職チーム派遣の実施 ・市町村担当者と情報共有のための連絡会を実施 | | | |
| | | | ○専門性強化事業による対応や判断の困難な個別ケースへの助言 | | | |
| | | | ○市町村職員の子ども家庭センターへの受入れ研修の実施 | | | |
| ②成年後見制度等の利用促進 | | | | | | |
| 34 | 地域連携ネットワークの構築・中核機関の設置 | ▼ 成年後見制度の取組をより進めるため、市町村の取組状況を把握し、必要に応じた助言や調整を行うとともに、専門職団体、府社協、市町村・市町村社協等との連携を図り、市町村において地域連携ネットワークの構築と中核機関の設置がなされるよう支援します。 | ○地域権利擁護総合推進事業 | | | |
| 34 | 権利擁護事業の環境整備 | ▼ 地域の相談機関において、対応が困難なケースについては、大阪後見支援センターに設置するスーパーバイザーが相談に応じることができるよう、その環境整備に努めます。 市町村職員を対象とした市町村長申立ての実務研修や、相談対応業務に係る実践的研修を実施し、人材の資質向上につながる市町村支援を実施していきます。 また、市町村に対して、地域包括支援センターや市町村社協等との連携を強化し、市町村長申立てを必要とする人の把握や、申立てに要する費用・報酬等の助成にかかる成年後見制度利用支援事業の適切な実施について、働きかけます。 | ○地域権利擁護総合推進事業 (旧 地域福祉スーパーバイズ事業)【再掲】 | | | |
| | | | ○成年後見制度利用支援事業 ※市町村申立てに要する費用・報酬等の助成にかかる成年後見制度利用支援事業の適切な実施に係る市町村への助言等 | | | |
| | | | ○成年後見制度利用支援事業 ※市町村に対し、成年後見制度利用支援事業の対象者の拡大等に関する通知を发出 | | | |

| 【1】頁 (変更前) | 【2】項目 | 【3】第4期計画の記載内容 | 【4】関係事業等 | | | |
|---------------|---|--|--|---------------|---------------|---------------|
| | | | ①事業等 (R2) | ②R3予算 (千円) | ③R3決算 (千円) | ④R4予算 (千円) |
| 34 | 成年後見制度の担い手確保 | <p>▼ これまでは、主に親族や専門職後見人が制度を担ってきました。今後は、成年後見制度の担い手の確保の観点から、幅広く地域住民の参画が可能となるよう、市町村及び市町村社協とともに、判断能力が十分でない認知症高齢者等の身上保護や財産管理等の担い手である市民後見人の養成に努めます。</p> <p>▼ 府域のどの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、市町村に対して、市民後見人の養成事業への参画の促進や、市町村社協等が実施する法人後見の取組を支援する研修事業等を実施します。また、全市町村において、地域の実情を踏まえた効果的な制度の担い手の確保方策が進むよう、市町村や幅広い専門的職能団体等の意見も伺いながら、新たなモデルづくりを進めていきます。</p> | <p>○権利擁護人材育成事業（市民後見人の養成等）</p> <p>○地域権利擁護総合推進事業【再掲】 ※社会福祉法人による法人後見支援体制</p> | | | |
| 34 | 日常生活自立支援事業の待機者解消・成年後見制度の利用促進 | <p>▼ 日常生活自立支援事業における利用者・待機者の増加に対応するため、大阪後見支援センターや市町村、市町村社協等と連携を図り、待機者を解消した市町村等の好事例の研究・普及促進と併せ、成年後見制度への移行など、利用者の状態に適した制度利用の促進を図ります。</p> | <p>○地域権利擁護総合推進事業（旧 大阪後見支援センター運営事業費補助金）【再掲】 ※成年後見制度・市町村長申立研修</p> <p>○日常生活自立支援事業費補助金</p> | | | |
| | 日常生活自立支援事業に係る国への働きかけ | <p>▼ 日常生活自立支援事業の持続的かつ円滑な運営が可能となるよう、安定的な財源確保や大阪府と市町村の役割分担の明確化等の制度改革を国へ働きかけます。</p> | ○日常生活自立支援事業費補助金【再掲】 | | | |
| 35 | ◆目標・指標 「◆地域連携ネットワークの構築と中核機関の設置に向けて、モデル検討等を行うとともに、2021年度までに全市町村が事業に着手するよう、各種の取組を検討します。」 | | | | | |
| 35 | ◆目標・指標 「成年後見制度の担い手確保」 2018 (H30) 年度：26市町村 2021年度：34市町村 2023年度：全市町村 | | | | | |
| 35 | ◆目標・指標 「日常生活自立支援事業の待機者数（待機者ゼロ）」 ※政令市除く 2017 (H29) 年度：114名 2021年度：待機者ゼロ 2023年度：待機者ゼロ | | | | | |

| 【1】頁 (変更前) | 【2】項目 | 【3】第4期計画の記載内容 | 【4】関係事業等 | | | |
|---------------------------|-----------------|---|--|---------------|---------------|---------------|
| | | | ①事業等 (R2) | ②R3予算 (千円) | ③R3決算 (千円) | ④R4予算 (千円) |
| ③消費者被害等の未然防止 | | | | | | |
| 36 | 消費者被害等の未然防止 | <p>▼ 消費者被害等を未然に防止するため、警察や市町村、関係機関等と連携し、被害を防ぐ方法等の効果的かつ適切な情報提供を地域住民等に行うなど、啓発に努めます。</p> <p>▼ 高齢者や障がい者等に対し、家族や地域における身近な支援者、事業者等が見守り、その変化に気づき、相談機関等に適切につなぐことなどにより、被害を未然に防止することができるよう、福祉分野の関係者や関係機関、事業者等と連携を図るとともに、支援者向けの講座の開催や高齢者の見守りボランティアの養成等を実施します。また、見守りネットワークに関する情報提供等、市町村職員を対象とした研修の開催により、市町村における「消費者安全確保地域協議会」の設置促進に向けて支援を行い、「見守り」の強化を図ります。</p> | <p>・府政だよりによる啓発</p> <p>○「高齢者の見守り体制の構築」</p> <p>・見守り者向け講座の開催</p> <p>・高齢者の見守りボランティアの養成等</p> <p>・福祉部等と連携した見守り強化</p> <p>・市町村職員研修会の開催</p> | | | |
| (3) 地域福祉を担う多様な人づくり | | | | | | |
| ①地域づくりにつながる人づくり | | | | | | |
| 39 | ボランティア等の参加促進 | <p>▼ 府社協や市町村社協と連携し、福祉・ボランティアに関するニーズや取組状況等のきめ細かな情報提供を行い、地域における福祉活動への参加促進や交流の機会拡大、災害時ボランティアコーディネーター研修に向けた取組</p> | <p>○ボランティア関連事業に関する情報提供</p> <p>○災害時ボランティアコーディネーター研修開催</p> | | | |
| 39 | ボランティアの養成等 | <p>▼ こうしたボランティア体験や交流活動の推進、地域課題に応じた養成研修等を通じて、地域に根付いたボランティアの養成に係る取組を促進します。</p> | <p>○ボランティアコーディネーター設置事業</p> | | | |
| 39 | ボランティア等との福祉協働 | <p>▼ ボランティア等への周知・啓発を行うことにより、福祉協働への参加を促進するとともに、資質の向上を図るため、研修等を行うことを促進します。</p> | <p>○ボランティアコーディネーター設置事業【再掲】</p> <p>○人権教育啓発費の一部</p> | | | |
| 39 | ボランティアの参画機会創出 | <p>▼ 支援を受けながら社会への参画をめざす人などに対しては、その状況に応じた支援を通じて、ボランティアへの参画機会の創出を促進します。</p> | <p>○ボランティアコーディネーター設置事業【再掲】</p> | | | |
| 39 | 福祉・ボランティア教育の推進 | <p>▼ 小・中学校や高等学校において、福祉に関する学習や福祉施設への訪問による体験学習など、福祉・ボランティア教育を推進するとともに、福祉教育に携わる教員の資質向上を促進します。</p> | <p>○小・中学校における福祉・ボランティア活動の実施</p> <p>○高等学校における福祉・ボランティア活動の実施</p> | | | |
| 39 | 地域づくりにつながる人材の育成 | <p>▼ 地域において、見守り・声かけ訪問活動や、高齢者などのサロン活動、ミニデイサービス活動、子育て支援活動などの地域福祉を支える、あるいはまちづくりを担う人材を育成するため、地域の子どもから高齢者まで様々な世代が一緒に、学び合えるよう、取り組めます。</p> | <p>○市町村地域福祉担当課長会議【再掲】</p> <p>○大阪府地域福祉・高齢者福祉交付金【再掲】</p> | | | |

| 【1】頁 (変更前) | 【2】項目 | 【3】第4期計画の記載内容 | 【4】関係事業等 | | | |
|-------------------------------|--|---|---|---------------|---------------|---------------|
| | | | ①事業等 (R2) | ②R3予算 (千円) | ③R3決算 (千円) | ④R4予算 (千円) |
| ②民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくり | | | | | | |
| 40 | 民生委員・児童委員の担い手確保 | ▼ 民生委員・児童委員がさらに活動しやすい環境づくりに向けて、市町村と連携を図りながら、その役割や活動内容の積極的なPRを行うなど、広報・啓発を進めるとともに、若い世代等、新たな担い手の確保に努めます。 | ○民生委員関係事業 ○民生委員協議会事務局運営 | | | |
| 40 | 民生委員・児童委員の資質向上 | ▼ 新たな地域生活課題への対応や災害時の要支援者への円滑な支援等を図るため、民生委員・児童委員の資質向上、役割の明確化、幅広い知識の習得等のための研修内容の充実を図ります。 | ○民生委員・児童委員研修【再掲】 | | | |
| 40 | 民生委員・児童委員と関係機関とのネットワークづくり | ▼ 民生委員・児童委員が、身近な支援者として地域生活課題の発見と、相談・見守り・援助を、一層、的確に行うことができるよう、市町村とともに、CSWや地域包括支援センター等の関係機関とのネットワークづくりを促進します。 | ○民生委員・児童委員研修【再掲】 | | | |
| ③介護・福祉人材の確保 | | | | | | |
| 41 | 介護・福祉人材の確保・定着に向けた取組 | ▼ 平成29年11月に策定した「大阪府介護・福祉人材確保戦略」に基づき、既存施策の点検・見直しを進めるとともに、必要な新規施策を推進します。また、本計画を通じて戦略の進捗状況を点検していきます。 ▼ あわせて、2025年及び第8期介護保険事業計画期間における介護人材の推計に基づく取組について、定期的な進捗状況の点検を実施します。 | ○今後不足が見込まれる介護・福祉人材の「量」と「質」の両輪の確保をめざし、対策を着実に実施 | | | |
| 41 | 参入促進等 | ▼ 参入促進については、特に若者に対する介護職のイメージアップを図るとともに、福祉人材支援センターの機能強化などのマッチング力の向上、高齢者・障がい者・女性等の新規参入のための地域での介護入門者研修の実施、離職した人材の呼び戻し、外国人介護人材の適正な受入れ推進のための協議会の設置・研修等を実施します。また、教育関係機関と連携を図り、高校生など若年者を対象に福祉分野が進路の選択肢となるよう、高校教員向け勉強会や高校出前講座の実施、大学生・高校生など若年者を対象とした福祉の職場体験など参入促進に向けた取組を総合的に実施します。 | ○大阪府福祉人材センターの運営 ○マッチング力の向上事業、参入促進・魅力発信事業（職場体験事業除く） ○参入促進・魅力発信事業（職場体験事業） ○介護イメージアップ戦略事業 ○初任者・実務者研修事業 ○介護に関する入門的研修事業 ○外国人介護人材適正受入推進事業 | | | |
| 42 | 資質の向上 | ▼ 資質の向上については、地域性を踏まえ、地域全体として資質向上やキャリアパスにつながる仕掛けを進めるほか、介護支援専門員や介護福祉士の資質向上に向けた取組などを実施します。また、介護従事者の処遇改善が確実になされるよう、対策の検討と必要な財源措置について国に要望していきます。 | ○職員の資質の向上・職場定着支援事業 ○職員研修支援事業 | | | |
| 42 | ◆目標・指標「需給推計を上回る介護・福祉人材の確保」 2020年度 需要推計200,852人 供給推計184,313人 (これを上回ること) (※需給ギャップ(需要-供給) 16,539人) 2025年度 需要推計209,510人 供給推計185,090人 (これを上回ること) (※需給ギャップ(需要-供給) 24,420人) | | | | | |

| 【1】頁 (変更前) | 【2】項目 | 【3】第4期計画の記載内容 | 【4】関係事業等 | | | |
|--------------------|--|--|--|---------------|---------------|---------------|
| | | | ①事業等 (R2) | ②R3予算 (千円) | ③R3決算 (千円) | ④R4予算 (千円) |
| ④教育・保育人材の確保 | | | | | | |
| 43 | 養成及び就業の促進 | ▼ 保育所等で就労していない保育士、いわゆる潜在保育士について、市町村やハローワーク等と連携しながら就業に向けて取り組むとともに、保育士確保事業を実施する市町村を支援します。 | ○保育士・保育所支援センター運営事業 ○保育人材確保事業 | | | |
| 43 | 従事者の定着等に向けた取組 | ▼ 保育士の専門性向上と人材の安定的な確保のための研修事業などを実施する市町村を支援します。また、施設型給付等において、処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱにより、従事者の定着・確保を目的とした職員給与の改善を図ります。 | ○職員の資質向上・人材確保等研修事業 ○施設型給付費等事業 | | | |
| 43 | 資質の向上 | ▼ 保育教諭、幼稚園教諭、保育士等を対象とした研修を実施するとともに、保育士等キャリアアップ研修の実施機会の充実に努めます。また、他機関主催の保育研修の周知や、市町村で実施する保育研修などを支援することにより、教育・保育の質の向上を図ります。 | ○認定こども園等研修 ○大阪府保育士等キャリアアップ研修実施機関指定 | | | |
| 43 | 資質の向上 | ▼ 大阪府幼児教育センター（2018（平成30）年4月設立）において、保育教諭、幼稚園教諭、保育士等を対象とした教職員研修の充実に図るとともに、各市町村及び園所での研修において助言等を行う幼児教育アドバイザーを育成することで、幼児教育に携わる教職員の資質の向上を図ります。 | ○教職員研修費（内、園内研修事業等） ○幼稚園教育理解推進事業 ○幼児教育の推進体制構築事業 | | | |
| 43 | ◆目標・指標 「◆教育・保育人材の確保により、待機児童解消をめざすとともに、研修等の実施による保育の質の向上を図ります。」 | | | | | |

| 【1】頁 (変更前) | 【2】項目 | 【3】第4期計画の記載内容 | 【4】関係事業等 | | | |
|----------------------------|---|---|---|------------|------------|------------|
| | | | ①事業等 (R2) | ②R3予算 (千円) | ③R3決算 (千円) | ④R4予算 (千円) |
| (4) 地域の生活と福祉を支える基盤強化 | | | | | | |
| ①安全・安心に暮らせる住まいと福祉のまちづくりの推進 | | | | | | |
| 46 | 住宅確保に配慮を要する方への居住支援 | ▼ 民間賃貸住宅における住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るため、行政や不動産関係団体、居住支援を行う団体等による「Osakaあんしん住まい推進協議会」において、見守りなどの生活支援サービスや住宅相談先等の情報提供を行うとともに、関係団体や住宅と福祉部門の連携の強化に努めます。また、地域における身近な相談・居住支援を行う居住支援協議会の設立などの地域の特性に応じた居住支援体制の構築を市町村に働きかけ、地域「丸ごと」の居住支援体制の構築をめざします。 | ○大阪府居住支援体制整備促進事業 ・市町村における住宅確保要配慮者の居住の安定確保のための取組みとして、居住支援体制を整備し、住まい相談会や居住支援協議会の設立に向けた支援を行う | | | |
| 47 | | ▼ 住宅確保要配慮者に対して登録住宅への入居にかかる情報提供や相談、見守りなど多様な支援を行っている社会福祉法人やNPO法人等を居住支援法人として指定します。 | ○住宅セーフティネット法に基づく居住支援法人の指定 | | | |
| 47 | 住宅確保に配慮を要する方への居住支援 | ▼ 市町村の福祉担当部局や地域包括支援センター、CSW等による高齢者や障がい者等の様々な相談時において、「あんぜん・あんしん賃貸検索システム」が活用されるよう、さらに働きかけます。 | ○「あんぜん・あんしん賃貸検索システム」の活用促進 ・福祉部と連携し、市町村の福祉担当部局や地域包括支援センター、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)等の会議やセミナーにおいて「あんぜん・あんしん賃貸検索システム」活用の働きかけ | | | |
| 47 | 福祉有償運送の振興 | ▼ 福祉有償運送制度では、利用者のニーズを踏まえ、安全で安定的な事業運営とサービス供給を図ることができるよう、運営協議会に係る助言や制度の広報周知を行うなど、府域における同制度の定着と活性化を支援します。 | ○運営協議会の運営支援 | | | |
| 47 | 安全・安心な福祉のまちづくり | ▼ 都市施設等のハードを担当する庁内部局や市町村等と連携を図り、福祉有償運送制度等のソフト施策とも連携しながら、「福祉のまちづくり」に向けた総合的な施策 | ○福祉のまちづくり推進事業 | | | |
| | | | ○交通安全施設整備事業等(防災・安全交付金他を活用) | | | |
| 48 | 行政の福祉化の取組における既存資源等を活用した福祉施策の推進 | ▼ 行政の福祉化を推進し、府有施設等を活用した小規模保育事業の実施、居場所づくり等、行政資源、公共的空間のさらなる活用と好事例の発信を行い、身近な拠点・居場所づくりに取り組みます。 | ○行政の福祉化 | | | |
| | | | ○市町村地域福祉担当課長会議【再掲】 ○府営住宅ストック地域資源化プロジェクト | | | |
| 48 | ◆目標・指標 「◆居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率を令和12年度末までに50%以上をめざし、市町村単位や行政区単位での居住支援協議会の設立を積極的に支援します。」 | | | | | |

| 【1】頁 (変更前) | 【2】項目 | 【3】第4期計画の記載内容 | 【4】関係事業等 | | | |
|-----------------------------|---|---|--|---------------|---------------|---------------|
| | | | ①事業等 (R2) | ②R3予算 (千円) | ③R3決算 (千円) | ④R4予算 (千円) |
| ② 矯正施設退所予定者等への社会復帰支援 | | | | | | |
| 49 | 地域生活定着支援センターの理解等促進 | ▼ 市町村や福祉施設等の関係機関等へ、事業目的等を周知し、社会復帰及び地域生活への定着に対する理解と協力の促進を図ります。 | ○地域生活定着支援センター事業費 | | | |
| 49 | 地域生活定着支援センターの課題検討 | ▼ 大阪保護観察所や府内の矯正施設、更生保護施設等との連絡調整会議等の場を通じて、事業における課題を整理するなど、解決に向けて引き続き検討を進めます。 | ○地域生活定着支援センター事業費【再掲】 | | | |
| 49 | 再犯防止に向けた支援体制の構築 | ▼ 大阪の地域実情にあわせて、性犯罪者の再犯防止、福祉等の支援を必要とする矯正施設退所予定者等の社会復帰のほか、国のモデル事業を実施し、「地方再犯防止推進計画」の策定など、再犯防止に向けた支援体制の構築を図ります。 | ○地域再犯防止推進モデル事業 ○地域生活定着支援センター事業（被疑者等支援業務） | | | |
| 49 | ◆目標・指標 「◆2018（平成30）年度より3か年にわたり、国のモデル事業を実施するとともに、「地方再犯防止推進計画」の策定について検討します。」 | | | | | |
| ③ 社会福祉協議会に対する活動支援 | | | | | | |
| 50 | 府社協の活動支援 | ▼ 府社協が関係機関とのネットワークにより把握する府域の地域生活課題を踏まえ、効果的な施策検討を行うとともに、その推進に向けた広域的・専門的な活動等に対して助成等のサポートを行います。 | ○福祉活動指導員設置事業 ○ボランティアコーディネーター設置事業【再掲】 | | | |
| 50 | 地域貢献委員会 | ▼ 市町村社協における地域貢献委員会の設置促進を通じて、社会福祉法人・施設のマンパワー、拠点・設備、種別を越えた施設同士が連携することで、社会福祉施設の有効活用や災害時の要支援者支援、地域の交流など「福祉と共生のまちづくり」が一層進むよう、府社協や市町村とともに支援します。 | ○福祉活動指導員設置事業【再掲】 | | | |
| 50 | 地域福祉力強化 | ▼ 市町村社協による地域の実情に応じた福祉サービスの提供や相談事業、小地域ネットワーク活動などにより、要支援者をこぼれ落ちることなく見守り・発見・つなぐ地域福祉力の強化を促進します。 | ○大阪府地域福祉・高齢者福祉交付金（小地域ネットワーク活動事業）【再掲】 ○市町村地域福祉担当課長会議【再掲】 | | | |

| 【1】頁 (変更前) | 【2】項目 | 【3】第4期計画の記載内容 | 【4】関係事業等 | | | |
|------------------------------|--------------------|--|---------------------------|---------------|---------------|---------------|
| | | | ①事業等 (R2) | ②R3予算 (千円) | ③R3決算 (千円) | ④R4予算 (千円) |
| ④福祉基金の活用・推進 | | | | | | |
| 53 | 福祉基金の効果的な活用 | ▼ 平成28年度に制度を再構築した「地域福祉推進助成（施策推進公募型事業・民間団体提案型事業）」の成果を検証するとともに、「活動費助成」を含めた福祉基金による助成全体のあり方や手法について、より効果的・効率的に活用できる制度となるよう、引き続き検討を進めます。 | ○福祉基金設置運営費 | | | |
| 53 | 助成事業の見える化の推進 | ▼ 寄附金の活用について、寄附者に実施事業の趣旨・目的に共感してもらえるよう「使い途が明確かつ有効に活用している」ことを評価・公表する「地域福祉推進助成『事業評価制度』」を適切に運用します。 | ○福祉基金設置運営費【再掲】 | | | |
| ⑤第三者評価等による福祉サービスの質の向上 | | | | | | |
| 55 | 第三者評価等の事業運営 | ▼ 福祉サービス第三者評価事業について、推進組織として、評価機関や市町村等の関係機関等と連携のもと、適切かつ円滑な事業運営を行います。 | ○福祉サービス第三者評価システム推進事業費 | | | |
| 55 | 評価の受審促進 | ▼ 事業者への受審促進を図るため、受審メリット等の制度周知・啓発を一層強化するとともに、第三者評価の受審を補助金等の条件とするなど、効果的なインセンティブについて、引き続き検討を進めます。 利用者に対しては、市町村等の関係機関を通じて、制度周知等を積極的に行うとともに、受審施設の情報を簡単に検索できるよう、WAM NET（独立行政法人福祉医療機構ホームページ）及び大阪府ホームページを活用した情報提供を行います。 | ○市町村地域福祉担当課長会議【再掲】 | | | |
| 55 | 評価基準等の見直し等 | ▼ 国の「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」に基づき、大阪府地域福祉推進審議会福祉サービス第三者評価事業推進分科会の意見を踏まえ、必要に応じ、評価基準等の見直し等を進めます。 | ○福祉サービス第三者評価システム推進事業費【再掲】 | | | |
| 55 | 評価調査者への研修の実施 | ▼ 府域における評価水準の維持・向上を図るために、また、多様化する福祉サービス事業者への評価に対応するため、評価調査者への養成研修や継続研修等を実施します。 | ○福祉サービス第三者評価システム推進事業費【再掲】 | | | |
| 55 | 第三者委員の設置促進及びスキルアップ | ▼ 事業者による苦情解決の体制整備及び第三者委員の設置促進を図るため、府社協とともに、制度の重要性の周知・啓発を行います。また、福祉施設の職員・第三者委員のスキルアップに向けて研修会や事例収集等の取組を促進します。 | ○福祉サービスに関する苦情解決事業費 | | | |
| 56 | 市町村等関係機関との連携強化 | ▼ 運営適正化委員会と市町村、地域包括支援センター、市町村社協等の地域の相談窓口や大阪府国民健康保険団体連合会等の専門相談機関との連携強化を図り、多様化・専門化する苦情事案等の処理の迅速化に努めます。 | ○福祉サービスに関する苦情解決事業費【再掲】 | | | |

| 【1】頁 (変更前) | 【2】項目 | 【3】第4期計画の記載内容 | 【4】関係事業等 | | | |
|-------------------------------------|---|--|---|---------------|---------------|---------------|
| | | | ①事業等 (R2) | ②R3予算 (千円) | ③R3決算 (千円) | ④R4予算 (千円) |
| ⑥ 社会福祉法人及び福祉サービス事業者への適切な指導監査 | | | | | | |
| 56 | 社会福祉法人等への指導監査 | ▼ 社会福祉法人や福祉サービス事業者等に対し、適切に指導監査等を行うとともに、権限移譲した市町村における円滑な業務推進のため、必要に応じた助言・ノウハウ提供等の支援を行います。 | ○施設サービス事業者指定・指導監査事業費 | | | |
| | | | ○事業者指定業務、事業者指導監査業務（管理システム維持管理費を含む） | | | |
| | | | ○児童福祉施設事業 指導・監査業務 | | | |
| 56 | 社会福祉法人等への指導監査 | | ○総合支援事業者指導・監査業務費 | | | |
| | | | ○社会福祉法運営費 ○社会事業指導費 | | | |
| 56 | 事業運営の確保 | ▼ また、市町村と情報共有等の連携を図り、同時指導監査（並行監査）を実施するなど、指導監査方法に工夫を凝らし社会福祉法人等の適正な事業運営の確保に努めます | ○社会福祉法運営費【再掲】 ○社会事業指導費【再掲】 | | | |
| (5) 市町村支援 | | | | | | |
| ① 地域の実情に合わせた施策立案の支援 | | | | | | |
| 57 | 大阪府地域福祉・高齢者福祉交付金 | ▼ 市町村の自主性・創造性を活かした先進的な施策の展開や、市町村地域福祉計画に掲げる目標達成に向けた施策効果の高い取組について、大阪府地域福祉・高齢者福祉交付金の効果的な活用に努めます。 | ○大阪府地域福祉・高齢者福祉交付金【再掲】 | | | |
| 57 | 市町村の施策立案支援 | ▼ 各市町村が自主的に取り組むセーフティネットの構築・充実に係る先進的な事例収集に努め、その情報を市町村へ提供し、施策立案をサポートします。 | ○市町村地域福祉担当課長会議【再掲】 | | | |
| 58 | 新たな地域福祉の取組 | ▼ 地域共生社会の実現に向けた新たな地域福祉の取組について、実施主体である市町村の取組に対し、必要に応じて助言・サポートを行います。 | ○市町村地域福祉担当課長会議【再掲】 | | | |
| ② 市町村地域福祉計画の策定・改定支援 | | | | | | |
| 58 | 市町村地域福祉計画の策定・改定支援 | ▼ 市町村に対して、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進に関する施策情報の提供や、新たな地域福祉の取組等についての意見交換や連絡調整等を通じて、市町村地域福祉計画の策定・改定を支援します。 | ○市町村地域福祉担当課長会議【再掲】 ○大阪府地域福祉・高齢者福祉交付金【再掲】 | | | |
| 58 | ◆目標・指標「改正社会福祉法に対応した市町村地域福祉計画の改定」 2018（H30）年度：5市町村 2021年度：全市町村 | | | | | |